

中南地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		中南地区地区計画	
面 積		約 2.3ha	
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	緑 地	緑地1 約678㎡
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類するものうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の3に規定するもの（ただし、同令第130条の5の2第5号に規定するもの及びその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものを除く。） (2) 前号の建築物に附属するもの	
	建築物の容積率の最高限度	150%	
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%	
	建築物の敷地面積の最低限度	0.5ha	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は次のとおりとする。 (1) 幹線道路沿い 5.0m (2) その他 1.0m	
	建築物等の高さの最高限度	1 建築物の高さの限度は12mとする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線まで真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、10mを加えたもの以下としなければならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物等の外観及び色彩は周辺環境と調和するものとする。 2. 敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む）は自己の用に供するもの（大阪府屋外広告物条例施行規則で定義されるもの）に限定するとともに、周辺の美観・風致を損なうものを設置してはならない。	
	建築物の緑化率の最低限度	20%	
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する部分の垣又は柵（門柱及び門扉を除く）の構造は、生垣又はパイプフェンス、ネットフェンスとする。ただし、騒音等の対策として遮音壁等の設置が必要と認める場合は、この限りでない。	